

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING&WOOD
MALLESONS
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsianhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

判例紹介 胡涛氏 vs 摩拜（北京）信息技术有限公司 特許 侵害訴訟で 上海知識産権法院が原告の請求を棄却

1. はじめに

上海知識産権法院は 2017 年 9 月 14 日、個人である胡涛氏が「mobike」の名前で自転車シェアリングサービスを提供する摩拜（北京）信息技术有限公司（以下、摩拜公司という）に対して提起した特許侵害訴訟の一審において、原告の請求を棄却する判決を下した。

以下、中国知識産権報及び知産力の微信記事に基づき事件の内容を紹介する。なお、判決文は未だ公開されていないようである。

2. 判決の注目ポイント

本事件は、中国で先行して普及が進むシェアリングサービスにおいて発生した知的財産訴訟であったため、社会の注目を集めていた。判決では、請求項に記載された主題名称「電動車制御システム」について、被告の「自転車と電動車は異なる技術分野に属するので、侵害ではない」という主張を、複数の根拠を挙げて退けた判断が興味深い。

3. 事件の経緯

2013 年 6 月 29 日、胡涛氏は、「電動車制御システム及びその操作方法」（専利番号：ZL201310268509.X）を出願し、2016 年 5 月 4 日に登録を受けた（なお、外国には出願されていない）。

その後、胡涛氏は中国市場で摩拜公司が大規模に自転車を製造、レンタルしていることに気づき、そのシステムが自己の特許の保護範囲に属すると考え、

摩拜公司を被告として、システムの製造、使用の停止、50 万元の賠償等を求めて特許侵害訴訟を上海知的財産法院に提起した。

なお、該特許の請求項 1 は以下のとおりである。

「電動車の制御システムであって、マイクロカメラ、図形デコーダ、メモリ及び 2 次元コード比較器からなる 2 次元コード識別器と、マイクロカメラが図形デコーダと電気接続され、図形デコーダとメモリが同時に 2 次元コード比較器に電気接続され、2 次元コード比較器が、メモリの格納された 2 次元コードデータと、図形デコーダがデコードしたマイクロカメラが撮影した画像データとを比較して制御器に送り、比較信号が一致するとき制御器は電動車の起動又は/及びマルチメディアの放送を制御し、比較信号が不一致のとき制御器は盗難防止アラーム器のアラームを制御することを特徴とする電動車制御システム。」

4. 上海知識産権法院の判断

本件は、社会の注目度が高く、係争特許の技術及び摩拜公司のシステムが複雑であったことから、法院は 5 人の合議体の中に復旦大学信息学院の教授を人民陪審員として引き入れ、さらに、中国電信上海研究院チーフエンジニアを技術調査官として招き、共同で審理に参画させた。判決において法院は、主に以下のように判断した。

・ 発明の主題名称は「電動車」で、被告の製品は「自転車」である。まず、本特許はロック装置の製品特許であるが、該ロック装置は「電動車」の構成要件ではない。次に、「電動車」は係争権利の技術案の前提や基礎ではなく、係争特許の技術案は電動車の実施と完全に切り離すことができる。そして、係争特許の出願時において、新規性又は進歩性を有する理由として電動車の技術分野に限定していない。最後に、係争特許書類は、自転車の技術分野の出願を引例にしている。従って、係争特許を自転車技術分野に応用することは当業者が創造的な労働をしなくとも想到することができるので、被告の「自転車と電動車は異なる技術分野に属するので、侵害ではない」という抗弁を採用しない。

・ 「2 次元コード識別器」が 1 つの部品であり、請求項においてその 4 つの構成要件と内部接続関係が説明されているので、これらの構成要件は一緒になっている必要がある。

・ 明細書には「電気接続」の具体的な技術的特徴が明確にされていないが、本発明が電動車の技術分野に属することを考慮すると、当業者は、電気接続とは物理的な回路の接続を指し、無線通信の信号接続を含まないと理解する。

結論として、被疑侵害システムは係争特許の技術的特徴を備えておらず、均等にも当たらないので、非侵害となった。

5. 終わりに

法院の主題名称に関する判断にはやや疑問も残るが、訴訟において、「電動車と自転車は異なるため非侵害である」とは単純に判断されない場合があることに留意が必要である。この特許侵害訴訟は、市場で新しいサービスを開始した場合、それが特許侵害の問題を引き起こす可能性があることを社会に広く知らしめた事件だったといえる。摩拜公司是判決後、自らが自主研究開発及び知的財産保護を十分に重視しており、既に 200 件を超す専利出願をしたとコメントした。今後も様々なシェアリングサービスが市場に出ていくことになるだろうが、その普及の動向だけでなく、シェアリング関連の専利についても注意を払っていく必要があるだろう。

以上

2017 年 12 月 11 日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール：malirong@cn.kwm.com